

法科大学院における要件事実教育研究会

【日時】 平成16年12月18日 午後3時～午後7時

【場所】 日本俱楽部（東京都千代田区丸の内3-1-1国際ビル内）

【テーマ】

- 1 法科大学院における要件事実教育は司法研修所における要件事実教育とどのように違うのか違わないのか。
- 2 法科大学院における要件事実教育は司法研修所における要件事実教育から何を学ぶべきか。
- 3 法科大学院における要件事実教育が新司法修習制度との関係で留意すべき事項は何か。
- 4 その他関係事項

【次第】

- 1 開会の挨拶 桐ヶ谷 章 創価大学法科大学院長
- 2 所長説明 伊藤 滋夫 法科大学院要件事実教育研究所長
 - ① 配布資料・進行予定について
 - ② 12月4日開催の研究会の概要について
- 3 報 告 山田 俊雄 最高裁判所司法研修所教官
加藤 雅信 名古屋大学法科大学院教授
下村 正明 京都産業大学法科大学院教授
東 孝行 久留米大学法科大学院教授
山崎雄一郎 明治大学法科大学院教授
伊藤 滋夫 創価大学法科大学院教授
- 4 質疑応答・意見交換（途中20分程度休憩）
- 5 閉 会
- 6 軽 食

開会の挨拶（桐ヶ谷章創価大学法科大学院研究科長）及び所長説明（伊藤滋夫法科大学院要件事実教育研究所長）は12月4日開催の研究会と同旨であるので省略する。

山田俊雄司法研修所民事裁判教官からの報告についても12月4日研究会と同旨であるので省略する。

加藤雅信（名古屋）；名古屋大学大学院法学研究科の加藤です。私は民法を普段は教えています。参加者名簿をみていただけたら分かりますように、いろいろな科目を担当しておりますが、ロースクールの1年生用には民法基礎Ⅰで総則を、民法基礎Ⅲで事故法、いわゆる不法行為法を教えています。

まず、民法基礎Ⅰについてお話をさせていただきます。後ろに載せましたレジュメの最初の部分には民法総則の1コマめで、どういうことを教えているのかが載っています。私は、要件事実論とは一言でいえば立証責任の問題だと思っています。レジュメには第1回の講義のシラバスを載せているのですが、ここにも書いてあるとおり、まず最初に新聞記事を学生に配布しています。どういう新聞記事かというと、いわゆる痴漢として捕まつた事案で、民事では“有罪”だけれども、刑事では無罪と題された新聞記事です。民事と刑事でなぜ結論が違うんだろうねという話をしています。同じ事件で痴漢をやったか否かが問題になんでも刑事裁判と民事の損害賠償訴訟で結論が違ってくる。なぜか。まず第1に事実関係があったかなかつたかということが問題となったときに、刑事案件については疑わしきは罰せずという原則がある。民事事件では合理的な疑いを挾まない程度に立証できれば足りるというふうに、立証の程度が違うからなんだよという説明をしています。それから、第2段階の質問をします。それは次のような事案です。仮に痴漢被害を理由に女子高生が男性の会社員に損害賠償請求した。それと同時に会社員が虚偽申立てによって留置されたこと等を理由に

女子高生を損害賠償請求ということで民事で訴えた場合はどうか、と学生に問題提起します。同じ裁判官だから同じ事実認定したとしても、痴漢をしたという事実があったかなかったか不明な場合は、どちらの請求も棄却される。709条の要件を考えるときに加害行為とは何かを考える必要がありますが、女性が訴えるときは加害行為は痴漢行為があつたこととなり、男性が訴えるときは痴漢をやらなかつたのにやつたといわれることが加害行為となるわけです。やつたかやらなかつたわからないときには裁判官はどう判断するか。裁判制度は紛争解決を目的とした制度ですから、裁判官がわかりませんといつたら、紛争は解決されないわけです。ですから立証責任が問題となる。すなわち、予め事実関係が分からんときにはどっちが負担するかを決めておく必要がある。こういうことを学生に言っています。第3段階の質問としては、事案を変えて、検察官が刑事裁判で訴えた、起訴した。そして、刑事裁判で無罪になつた後に、男性が女性を民事の損害賠償で訴えた場合はどうか。検察官は、男性が痴漢をやつたという事実を立証しなければならない。民事裁判では男性の方が痴漢行為をやつたと言われたけど実際はやらなかつたということを立証する必要ある。それぞれ立証責任を負う当事者が違うのです。事実関係が分からなかつたときには、実際に新聞に書かれた事案のように刑事と民事で違う結論になる。新聞ではこの食い違いがおかしいことのように書いているが、裁判としては立証責任を考えるとちつともおかしくない。こういう結論になるわけです。シラバスにも書いてありますが、授業の後に学生がレポートまとめて週明けにコンピューターで送ってくるわけです。このような問題ばかりではありませんが全部で毎週A4で700枚以上になって読むのも大変な状態ですが、今後は5、6人にグループ分けして、まとめて送ってもらうようにしています。

次に民法基礎Ⅲというのは事故法を教えているのですが、後ろに掲げた民法基礎Ⅲのレジュメに書きましたように、その1回目で法律要件分類説を説明しています。そして第2回目で間接反証理論をやります。民法の基

本の中で立証責任の基本的枠組みを説明しています。私の不法行為の教科書（『新民法大系V事務管理・不当利得・不法行為』有斐閣）にもありますが、損害賠償請求の要件としては①故意または過失②権利侵害③損害の発生④因果関係。この4つを成立要件といい、それ以降⑤責任無能力⑥正当防衛、緊急避難⑦その他を成立阻却要件という。なぜ成立要件といい、成立阻却要件といいうのか。この背後には立証責任論がある。そのルールは、教科書の145頁以下に書いてある法律要件分類説によるということで法律要件分類説を説明します。権利発生規定、権利消滅規定、権利障害規定など。そして、なぜこんなルールを作るのか、基本的には当事者に自己に有利なことを立証させる。しかし、それだけでは説明できない例外がある。裁判のときに立証責任を尽くせないで負けたのならば仕方ない、等というシステムになっていることを説明しております。

それから、間接反証理論についても、レジュメの第2回に書きましたように、教科書の169頁以下にそくして次のように教えています。不法行為の最初で過失の事実上の推定ということを説明します。裁判例としては、中古自動車のブレーキの修理をしたが、その直後の運転中にブレーキが利かなくなってしまった事故となった場合に、その修理工場を訴えた。過失の認定が問題となる場合であります。立証とは何か、法規の構成要件に対する具体的な事実の当てはめが必要だと。過失を一応立証できたのに覆されることがある。例えば、雨が降ったという立証をするためには地面が濡れているという事実を立証すれば経験則上雨が降ったという事実が認められる。しかし、それに反対する者が、消防訓練があって放水されたので、地面が一面に濡れているのだということを証明すれば、雨の降ったという事実の立証は覆される。これと同じように、修理直後にブレーキが故障したら、修理がうまくいかなくなったと普通は考える。しかし、別の第三者がブレーキにいたずらしたというような特別な事実を立証をすれば過失があったことを否定することになる。ドイツやアメリカでも同じような考え方があると。こういう風に私は民法の最初で立証責任を教えています。

当然のことながら、民法の授業ですので立証責任以外のこと幅広く教えていますが、私が教える内容を立証責任の一般論に焦点を絞って説明すれば以上のようにになります。

下村正明（京都産業）；まず本学の基本的立場について述べます。

法科大学院の社会的役割は、新司法試験・司法修習と有機的に連携したプロセス教育による実務法曹の養成であり、実務法曹は、混沌とした生の紛争事実から、法的争点と訴訟物の特定ならびに攻撃防御の構成を、適切・的確に行う能力を有するのでなければなりません。その仕事は、要件事実の考え方 — 権利の発生・障害・阻止・消滅の各効果の立体的組合せにより口頭弁論終結時における訴訟物の存否の推論的判断を可能にする動態的体系としての民法 = 「権利の判断の体系としての民法」を使いこなすために社会的事実から右各効果の発生に必要十分な事実を切り出すことのできる「基本的なスキルとマインド」 — を身につけることなしには適正に実践しえないものでしょう。

そうと致しますと、理論と実務の架橋を使命とする法科大学院の民法教育もまた、要件事実の考え方導かれて行われるのでなければ、平仄が合いません。従来型の民法教育が、静的平面的な権利の体系としての民法 — 必要十分な事実の完結的所与の下での法律関係の認識手段 — を講ずるものであったとしますと、法科大学院の民法教育は、そこから離陸して、実践的法適用の目的に導かれた法的洞察力を醸成し、権利の判断の体系としての民法を使いこなす能力を養成するのでなければならないはずです。

京都産業大学法科大学院では、このような認識から、要件事実の考え方は単に独立の一科目として講じて足るものではなく、民事実体法の理論と解釈がどのように要件事実としての表現に結実するか、理論と解釈の分岐が要件事実の構成をどのように変動させるかを考えさせること — 理論の要諦・結実としての要件事実論 — をば、民事実体法各科目の機軸として一貫させるべきであるとの理解を、関係教員で共有しております。

さてその要件事実の考え方を具体的にどのように身につけさせるかについて、論理的要件事実教育と実証的要件事実教育、という観点を立ててみたいと思います。

要件事実教育は、まず、条文を読み、その文言構造に従えばいかなる事実が権利の根拠要件・障害要件・阻止要件・消滅要件となるべきかという論理的な思考能力の訓練であり、かつ、そのうえで、その帰結が制度の趣旨目的や民事訴訟における当事者の負担の公平にとって妥当かどうか等の観点からこれを検証し、必要とあれば条文の論理構造に批判を加えて要件事実の組立て方に反映させるという、高度に法理論的な思考能力の訓練であります。

他面において、要件事実教育は、当事者の語る生の社会的事実について、その欲する法律効果のために必要十分な具体的な主要事実を切り出し、間接事実と関連づけ、逆にそぎおとすべき無関係な事実は何かを識別するという、すぐれて実証的な思考能力の訓練でもあります。

すなわち要件事実教育は、この両面が相俟って、実務法曹としての紛争解決能力・紛争予防能力の養成に資するものと言わねばなりません。ただし、実証的意味のそれは、論理的・法理論的意味の要件事実教育を前提としてのみ行うことができると考えられます。その典型的実践例は司法研修所でのいわゆる白表紙教材による民裁・民弁修習にこれを求めるができると思われますが、法科大学院の標準年限においては、現在の前期修習に相当するまでの教育をということが念願としてはあっても、実際に学生の能力をその習得のレベルに高めることは必ずしも容易でないように思われます。司法修習の新たな姿がどうなるかは不明の残るところですが、実証的意味の要件事実教育の本格的実践は司法研修所における実務修習・集合修習に期待し、法科大学院としては、その前提であり基礎である論理的・法理論的意味の要件事実教育に主力を注入し、もって司法研修所が安心して受け入れることのできる人材を輩出することに、役割を見出すべきではないでしょうか。したがいまして、法科大学院における要件事実教育は、

入口側の論理的・法理論的要件事実教育を主とし、出口側の実証的意味の要件事実教育については、司法研修所との連携を密にするなかで、どちらがどこまでのことをするべきか、その役割分担の明確化が、今後喫緊の課題として求められるものと思います。この役割分担のあり方が、新司法試験の望ましいあり方を決することにもなるでしょう。

次に、レジュメのⅡになりますが、私の京都産業大学法科大学院における経験から述べさせていただきます。

私自身は、導入講義（4月冒頭3日間・30時間程度・司研『四訂一審手続解説』・吉川論文）、夏季休暇中の要件事実練習（1日・10時間・司研『問題研究要件事実』）、損害賠償法講義（2単位）、金融取引法講義（4単位）、民法演習（2単位・伊藤＝山崎『ケースブック』）、民事法総合演習（2単位・裁判実例〔実務家教員提供〕）を担当する中で自己の能力の及ぶ範囲での要件事実教育を行ってきました。

本日の研究会のため、学生に、要件事実教育についての所感を募ったところ、約20名から、おおよそ、つぎのような指摘が寄せられました。まず、一般的な事項として、ほとんどの者が、民法の解釈が躍動的に感じられ非常に面白くなったり、条文を丁寧に読むことがどれほど重要かがはじめてわかった、必要十分な主張ということの意味が具体的にわかって刺激的であった、予備校本では歯が立たないことがわかった、民法教科書の流行も再び基本的体系的記述的なものへ回帰していくのではないかと思う、などとしており、若干割り引いて聞く必要があるとしても、それなりの手応えとして、嬉しく感じられることありました。また、本学法科大学院では、民法解釈にきわめて有効な基盤的素養としてのローマ法講義を開講していますが、その講義内容から、請求原因・抗弁・再抗弁等の構成がローマ法務官による方式書に遡ることを知って感動した、という者もいました。これも、ローマ法講義を企画した立場から、当たり感を得たところあります。他面、要件事実論に配慮した民法教科書が圧倒的に少ないと、要件事実論についての法科大学院向けスタンダード教材が確立されていないこ

とについて、不満と不安が表明されました。現時点で無いものねだりの感もありますが、こちら側からの案内に不足があったかもしれない点は反省しています。さらに、教員間に要件事実教育能力の格差があることについての不安を言う者も少なくなかったので、あらためて本学法科大学院の課題とすべきところと考えています。

つぎに、個別的な事項、とまどいを感じた箇所としては、いつさいがつさいを当事者双方がはじめから主張し尽くせばよいのになぜ段階を追って主張を継ぎ足していくかなければならないのかという議論の前提レベルの問題、否認・抗弁・権利抗弁の相違がなかなかわからなかったというような基本中の基本にかかわるレベルの問題のほか、原告の所有権に基づく目的物返還請求に対する（原告以外の者による承継取得を理由とする）所有権喪失の抗弁と対抗要件具備による所有権喪失の抗弁との構造的な相違が（前者の所有権喪失抗弁では対抗要件を問題としなくてもよいということを含めて）なかなかわからなかった、期限の定めが売買型契約にとっては附款だが貸借型契約にとっては要素だとされることについて当惑を感じた（期限の定めのない貸借契約における説明の仕方についても）、賃貸借契約終了に基づく目的物引渡請求の請求原因事実に被告の占有は含まれず原告の「基づく引渡し」が要求されることに違和感を感じた、準消費貸借における旧債務の存否の主張証明責任について実際の取引慣行が条文の文理構造をひっくり返すことになるのには納得がいかなかった、せり上がりがむつかしかった、などが挙げられました。それぞれ、よりわかりやすい説明の仕方に努めねばならないと考えています。

これらのこととも勘案して要件事実教育の効用を言うとすれば、まず、一個の社会的事実をまとめて所与のものとする前提がそもそも成り立たないこと、立場変われば見方も変わるという多面的観察の必要と公平感覚の実質化を期待することができると考えます。これは、学生の人格的成长にとって重要であるのみならず、実務法曹として、相手方の出方を予想しながら戦列を整えるという見通し力を身につけることにも有効であると思わ

れます。

つぎに、より具体的な教育効果として、思考過程の論理化・重層化を期待することができる点を挙げることができます。学生自身が言うように、条文そのものをまず尊重するところから、したがって条文を論理的に精読するところから始まって、そのうえで立証の難易、社会的な取引慣行を勘案し、究極的には良識に適う主張証明責任の分配にたどりつかなければならぬ、という意味で、思考の論理性・体系性、日本語そのものへの感受性、同時にまた社会の幅広い実相への関心をそれぞれ向上させることにつながることを期待したいと思います。

次に、要件事実教育を実践する上で問題と感じられる点をいくつか考えますと、まず、要件事実論を記憶の問題とする傾向を生じないように絶えず配慮しなければならないことを挙げるべきでしょう。司研『類型別』などは優れた手引書ではありますが、適切な指導なしに同書に接するときは、こうやって覚えておくもの、という意識が先行・定着するおそれなきにしもあらずと感じられます。法律要件分類・主張証明責任分配は、まずは法解釈理論があってその理解の反映・結実としてもたらされるものであることへの確かな理解を具体的問題に即して得させることが重要であろうと考えます。

つぎに、要件事実の考え方には幅と流動性のあること（研修所方式・実務方式というのもあるいは関連するかもしれません）も、折に触れて言及されてよいかと考えます。あたかも正格文法と破格文法が相補って実際の言語生活を支えていること、正格文法自体が不斷に変遷する性質のものであることに譬えてよいかもしれません。スキルとしての厳密性に対する見切りの必要性と言うこともできるでしょう。

むしろ、教壇に立つ側にとっての難儀は、主張責任と証明責任の関係という要件事実論の基盤的問題に、大別して二様の見解があることです。できれば発展問題として先送りしたいところなのですが、具体的には債務不履行賠償請求における債務履行の事実の有無の主張責任分配という基本的

論点の問題であるため、教室における限られた時間で双方の立論をしかるべく説明する必要に迫られ、非常な苦労を感じるところあります。

さらに、教壇で感じるのは、ひとり要件事実教育の面に限らないのですが、「未修者の驚くべき進歩と、既修者の伸び悩み」（山田卓生先生・書斎の窓 2004年12月号）ということです。いったん中途半端に平板な民法を学んだ者には、要件事実論は「平板なものを立体化する困難な作業」と映る一方、法学部出身でない未修者には、「法解釈はそもそも立体的なもの」として自然に受け止められているようあります。

さいごに、法科大学院の教室としても、できるだけ実証主義的な要件事実教育を試みたいのではありますが、いわゆる白表紙的な教材が豊富はないことが難点です。司法研修所の教材作成の基礎には、全国的な資料収集と多大な時間を費やした編集作業があるものと聞いています。法科大学院としては、実務家教員等の協力によって類似の成果を出すことも不可能ではないのですが、個々の法科大学院がそれぞれに擁する実務家教員の持ちネタの範囲で教材を制作することには、現実的な困難のみならず、国策としての法科大学院教育に不統一の混乱をもたらすリスクも考えられ、悩ましいところあります。

最後に、レジュメⅢ、むすびに代えてというところです。

正直なところ、本学法科大学院の教員間にも、要件事実教育に対する温度差と能力差があります。新司法試験のサンプル問題が公表され、やはり本気でやらないといけなさそうだという雰囲気が醸成されてきてはおりますが、足並みが完全にそろっているかというと、必ずしもそのようには言えない部分のあることを否定できません。どのようにしていけばよいか、自然淘汰にまかせるのがよいのか、困難な課題であると意識しています。

繰り返しになりますが、法科大学院・新司法試験・司法研修所の有機的連携と役割分担の絵をどのように描くかが、結局は、法科大学院教育における要件事実教育に求められる水準を決することになるように思います。具体的には、実証的な要件事実教育をどこまで法科大学院でこなしておく

べきか、法科大学院での要件事実教育をどのような水準のものとして新司法試験の前提とするか、司法研修所がどこまでを法科大学院に期待するか、その教材をどこまで誰が用意するのか、関係機関の一層の連携強化を期待するところであります。

以上、ご清聴に感謝申し上げます。

東孝行（久留米）；私は、裁判官に任官して7年目の昭和46年頃から、民法解釈学に要件事実論を取り入れるべきであると考えてきました。当時公害訴訟が裁判所に係属して公害訴訟解決の論理が盛んに議論されていました。他方、当時の司法研修所でも要件事実論が教えられていましたので、その延長線上で考えますとき、権利濫用論が公害紛争解決のひとつの法技術になりうるという議論がありましたが、どうも理解できない。その原因是民法解釈論を要件事実の発想をもって論じないためであることが解りました。たとえば、公害による損害賠償請求権の要件事実を個別に並べてみると、その違法性の判断の中で権利濫用論が議論されるという構成となることが解る。即ち、権利濫用論が単独で公害紛争解決の手段とはなるとはいえないことが解る。このようにして、民法解釈論が真に実用法学としての使命を發揮することを期待するならば、その議論に要件事実論が導入される必要があります。

これは法科大学院という制度が考えられる前の時期のことであることを強調したい。

法曹教育を目的とする法科大学院における民法の授業に要件事実論を取り入れるべきであるという発想が生まれたことは自然な成り行きであると思います。

そのようなわけで、私は要件事実論としては、司法研修所におけるそれと法科大学院におけるそれとが異なることはないと考えます。その違いがあるとすれば、それは程度の差の問題であると思います。

そして、要件事実論は民法に限らず、商法、行政法等の分野においても、

およそ権利、義務の発生が論じられる場面では、権利変動の要件に関する理論として重要視されるべきであると考えます。特に行政訴訟の面での要件事実論は今後の課題であると考えます。

このような次第で、小職の在籍する久留米大学法科大学院では、民事法に限っていえば、要件事実論を何らかの形で取り込んで授業を行うことが必要であるとの共通の認識に至っています。例えば民法の初步的な科目においては、簡単な設例や判例の事案を検討する際に、必ず、当該事例においては請求は何か、その理由はどのようなものか、などを意識的に論じることにしています。その延長線上にある2年次生の科目である民事裁判ⅡA、B（小職担当）においては、最判の事例をもとに、場合によっては第1審、第2審の判決に基づいて訴訟メモ（実務上いわゆる手控え）を作成して、その上でその論理の学説判例上の分析を試みることにより、しっかりと事案を見つめてその上に法律論を検討するという方法をとっています。それと併行して、実務基礎科目において司法研修所で教える要件事実論の初步的な内容の授業を試みることにしています。

その上で、実務家教員の弁護士による実際の実務事例などを考察するという3年次の授業に至るということにしています。

私の担当する民事裁判ⅡA、Bにおいては、旧様式判決書に基づく「標準的訴訟メモ」、新様式判決書に基づく「新様式対応の訴訟メモ」、第3に手軽に最判の理由中にしばしば含まれている原審認定の事実の概要（等）に基づく「簡易訴訟メモ」に分けて、適宜使い分けています。なお、簡易訴訟メモは判例解説の事案の紹介記事や設例に基づいても作られる手軽な訴訟メモであり便利あります。

さらに、民事訴訟法Aという民事訴訟法入門では、著者が掲げる設例を37名の学生と共同で一個の訴訟メモを作成してみて、案外多数の学生の合同による訴訟メモ作成も教育効果が大きいと感じています。すなわち、どのような事案の中で当面の民訴法の問題が生じるのかが体験的に理解できます。なお、特に民事訴訟法関連の最判等に基づいて要件事実論を踏まえ

て訴訟メモを作成することが、民訴法の授業にどのような効果があるかについてでは目下検討中であります。

山崎雄一郎（明治）；弁護士をしています。「事実と証明Ⅰ」というタイトルで要件事実論の授業を担当しています。この科目の主たる内容は、司法研修所の民事裁判科目を簡易な形でやっていると思って頂ければ結構です。明治大学法科大学院では既習者の一年目、未修者の二年目の後期に配置してあります。1クラスは約50名で、一学年に100名おりますので、2クラスあります。来年は人数が倍増します。司法研修所から派遣で来ていただいている江口とし子先生と私の二人でこの二クラスとも担当しています。二人の分担は、授業回数で分けて、江口教授が10回を担当し、残り5回を私が担当しています。教材は司法研修所作成のものを使用しています。予習用に課題を与え、事前に学生に検討させています。課題の内容には、「問題研究要件事実」の15題、「民事演習教材」の第1と第3事例、「民事事実認定教材」の保証の事案、そして「4訂民事訴訟第一審手続の解説」を取り上げています。「4訂民事訴訟第一審手続の解説」と「民事事実認定教材」は事実認定の教材としても用いています。事前に課題を与えて予習させて、隨時学生に当てながら講義形式で進めています。指名しながら答えさせて、それに対してまた他の学生に当てて討論していく。どうしてそう考えるのかといった思考過程を説明させることを中心に進めています。条文から出発した理論構成をすること、何の文言の解釈の問題かを意識させるようにしています。後期の開始前の九月ごろと後期期間中に江口先生と私とで数回打ち合わせをやります。個々の授業の前後にも電子メールで情報交換をしています。講義のほかに起案を何回か提出させることも検討しましたが、同じ後期に配置されている民事訴訟法演習という科目で毎週課題があるので、学生の負担を勘案して、本年度は実施しませんでした。本年度は、三人でグループ起案をさせて、争点整理をさせるということに止めました。評価は、期末の試験で付けることにしており、現在その問題について打ち

合わせをしているところです。シラバスは江口先生が作成されました。私が担当した第6回の授業の進行例をご紹介しますと、事実整理だけでなく、その周辺の問題、例えば登記の問題なども討論の中で加えていくようにしました。

また、私はこの授業と同時並行で、先ほどお話しした「民事訴訟演習」という科目も担当しています。この演習では15回すべてについて、書き下ろしの教材を作成して行っています。4名の教員で学生を20名ずつ配置した5クラスを担当しています。この4人の担当教員と来年度からこの授業を担当する2名の非常勤講師の方を加えて毎週会議を行い、教材を作成しています。これがかなり大変な作業です。研究者の先生にも一緒になって問題を作成していただいている。不動産登記簿謄本、契約書、商業登記簿謄本などの資料も作成しており、問題を作るほうも大変です。学生に与えている課題の具体的な中身としては、和解条項の例を白抜きにしておいて、これを埋めさせたり、本件訴訟の結論を予想させたりしています。従来の民法の学習では、裁判官の立場に立って考えることになるわけですが、この教材では、当事者の代理人の立場から考えることができると思います。この無断譲渡の事案では一般的な民法の学習において検討されるような問題点と司法研修所で行うような要件事実論で検討される問題点をミックスさせることができます。基本的な民法の学習を終えたばかりの学生にも、実務家の意識で事案の検討をさせることができると思っています。

伊藤滋夫（創価）からの報告については、12月4日の研究会での報告と同旨であるので省略する。

《休憩後、質疑応答》

伊藤（創価）；今日の研究会も、4日の研究会に負けず劣らず盛り上がっているようですが、是非この雰囲気で議論して頂けたらと思います。パネリ

ストの先生方で補充したいという方がございましたらいかがでしょうか。
よろしいですか。

それではいわゆるシンポジウム的に言いますフロアの先生方からご自由に発言を頂きたいと思います。総括するということではございませんが、各先生方の話で出ましたこと、また必ずしも出なかったことも、ちょっと印象としてありましたので、それを議論のほんの僅かのご参考にでも申し上げたいと思います。

パネリストの先生方がおっしゃったことは、要件事実が実体法の中で非常に重要である、やらなければいけないと言うのは共通していたと思うのですが、要件事実論の教育のやり方として司法研修所とどう違うかという点におきまして、質的には同じというのは共通した意見で、程度の差である、あるいは役割分担であるという意見もありました。とするならば、司法研修所との違いにおいて法科大学院と、どこにどういう程度の差があるのか。程度の差があればどこに線引きするのか。なぜそこに差があるのか。同じ様に実務修習に行く基礎理論をやることでは同じではないかと言う考え方もあるかもしれませんし、法科大学院のおかれている状況、そこには未修者もいるし既修者もいる、そして少し先に試験を受けて実務修習に行くのと、司法研修所のように試験に通って前期修習をやって実務修習に行くところで違いがあるのか。あるいは山田教官がおっしゃった様に研修所の場合は、教官が非常に合議を尽くすのですが、教材作りの関係や、あるいは法科大学院における体制との関係でも違いがあるかとも思います。おそらく、程度とか役割分担とかおっしゃった先生方にはそのような点がお考えの中にあったのではないかと思います。

また、民法という言葉は広く実体法という意味でおっしゃったのだろうと思います。公法の分野中にも実体法がありますが、そういう趣旨でおっしゃられたと言うことだと思います。

お話を出なかったと思いますが、実際のやり方で、課題を与えていたりとか、指名をしてやってるとか、ディスカッションとか、討論会方式とか、

色々やり方はあると思いますが、必ずしも詳しく触れられなかつた先生もいらっしゃったと思いますので、その点もございましたらおっしゃっていただけたらと思います。以上、私の感想ということで議論の参考にと思い話しました。どうかご自由に議論していただきたいと思います。

下村眞美（大阪）：

パネリストの先生からご紹介していただいた授業の進め方なのですが、90分一コマでとか週に二回という方もありましたが、これで時間的に足りるのでしょうか。やり残しというのがある場合、どういう風になさっているのか。お聞きしたいと思います。

伊藤（創価）：まずはパネリストの先生にお答えいただき、その後他の先生方にもお答えいただきたいと思います。何コマやってるかということが前提としてあるかもしれませんし、法科大学院における要件事実教育というものは、例えば創価でやってる要件事実の基礎理論という科目だけを見ていたのでは分からない。他の科目との関係もあるかと思うので、全体としてこの程度の時間を当てて、この程度やることができているとかできていないとかおっしゃっていただければと思います。

加藤（名古屋）：私は、民法総則、事務管理、不法行為というところを教えていまして、最後のほうはやはり時間が足りなくなりました。夏休みに補講しようとしたが、大学の評価制度があつてできない。最後は飛ばしました。学生から最後の2回はわからなかつたと悪評でした。それで、補講ではありませんが、3月にでも最後の2回分はゆっくり話す機会をもつからねといっています。学生に強制することはできませんが。うちの大学では半分くらいしかカバーしてないという教員も結構います。どうするのかなと思っていますが、他人のことですから。明らかにこれは文科省のカリキュラムの問題で、基本科目にあてる時間が学部よりは圧倒的に少ない

ですから、構造的にできないと決まっています。現場の教師としては非常に困っている次第です。

東（久留米）；私の担当は民事裁判ⅡのA、Bでそれぞれ前期後期15コマります。割り当てた判例を各回に一つずつ、時間の前半で要件事実的な事実整理が終わるというのを目標にしています。それとの関連におきまして、その他の判例解説に出てくる学説などの位置づけなどを説明、議論しています。説明と議論どちらが多いかといいますと、はじめはソクラテスメソッドでやりたいと思いながらも、その場に立ちますとつい講義調になってしまいまして最後まで講義だったということもあります。やり残しもあります。自分でも知らない間に飛ばしまって、次回に若干付け加えることが、しばしばあります。例えば、この間、事実整理の整理方法など議論している中で、当事者の主張が法的見解を異にするがゆえに、ある当事者は抗弁、ある当事者は再々抗弁という、一つの事実が当事者の主張と言う形でいうと二色あってどのように処理するかという問題がありました。裁判所の立場からは簡単で、裁判所はこう考えるので再抗弁を考えるといえばいいのですが。当事者の主張整理ということでは複数あるということで、そこの説明を抜かしたりすることがあったのでそこを後で加えました。

民事裁判ⅡのA、Bは割と時間はたっぷりあると思うのですが、学生の立場からすれば十分理解しているかはわかりません。レポートなどでは適当な成績を上げてくれていますので分かっているのであろうと思います。こちらが一方的に講義するほうが多いからかもしれません、抜かしてしまって後で補ってそれで学生から不評を買ったことはありません。それでいかどうかは疑問もありますが。学生が分からぬと言ふところを詰めていかなければならぬと思いますが、私は院長職もしておりますので多忙でオフィスアワーなどはできません。そういう状況あります。

山崎（明治）；レジュメの授業進行例は、実際にやった授業の手控えです。江口先生との連携もありますので、実際にやった範囲はどこまでかを示してあります。ちょうど90分でそれだけ収まるようにやりました。問題研究要件事実のレベルを満遍なく理解してもらう様にやりましょうということでやっています。問題研究要件事実は説例が15題ありますと、授業15回分に対応しているので、それを一回分ずつやります。90分の時間に内容を収めるというやり方でやっています。それから、私が担当しています民事訴訟法演習は盛りだくさんです。民法の論点、要件事実上の事実整理の問題などたくさん詰め込んでいます。こちらはいっぱいいっぱいで時間が無くて最後駆け足でということはあります。

加藤（名古屋）；今年、普通にやったのでは終わらないということが分かりました。来年は一部はIT化してそれでやります。例えば、事務管理・不當利得の部分は全部IT化するといったように。次年度はIT化したところは講義をせずに、IT化をしたものは質問だけ受け付ける。そういう予定です。

島川勝（大阪市立）；要件事実の教育を、法科大学院のいろんな基本科目・実務科目がある中で、どこでどういう風にやるのか、相互の関連をどうするのかという問題があると思うのです。私の大学では栗原先生の民事法総合演習、来年は私が民事裁判の基礎を担当するのですけれども、それぞれにおいて要件事実を位置づけて、それぞれの授業の中でやる予定です。基本科目の中でも要件事実論を生かしてやるというのもあると思います。それぞれの科目でばらばらにやっていったらいいのか。若しくは、意思連絡して統一した方がいいのか。私のところでは意思連絡を行ってということまではやっていないので、ご意見を伺いたいと思います。

加藤（名古屋）；本来的には有機的に連携して全部相談しながらするのが当

然だと思います。しかし、実際は、あらゆる教科で学生の対応に忙殺されて対応できない。レジュメにはシラバスを掲載しておきましたが、そのシラバスにはどういう内容をやったか書いてあります。民法基礎Ⅲ（事故法）では数題から10題くらい問題を出して、復習レポート必ずださせるわけです。どこをやったかはシラバスをみれば直接連絡しなくともわかるようになっている。シラバスがきちんとできていれば良いと思います。私の場合は、民法は最初だから、他の先生が何をやっているかはあまり気にしないといいのですね。2、3年生の授業になったら他の先生のシラバスを見る。教官の連絡会が月に一回あるが実際は追いつかないで、現実にオーラルで話せないところをシラバスと言う形にしているというところです。

下村（京都産業）；科目ごとのやり方を申し上げますと、演習と講義とで大きく分かれるだろうと思います。私の大学もかならずしも横の連絡は十分ではないのですけれども、私の目の届く範囲でやっている演習とは、要件事実を機軸にすえて、なんでそういう組み立てになるんだということを実体法理論から説明できるようにとことんやりましょう、ということでやっています。そのトピックについてその場において学生に納得させることが重要で、時間がないから打ち切って次にいくというのはやらないという考え方です。講義では、特に未修者に対してはまず基本的知識を教えないと言しがはじまらない。それと判例演習的な要件事実の捉え方を、時間内にやらなければならないという要請を両立させなければならない。本当は東先生のように丁寧に手控えを作らせてできればいいが、なかなか時間が足りないところです。

私の場合は特定判例、重要論点の判例の事案を、こちらが求める範囲で解答がでてくるように、XYの言い分方式にアレンジして、「問題研究 要件事実」の言い分方式の倍程度の字数になるようにして出題し、これについて主張を照らし合わせて、請求の趣旨を何にするか、訴訟物をどういうふうに構成して、請求原因をどこから引っ張ってくるか、抗弁は誰のどこ

の言い分に出ているか、というふうに導いていきます。なるべく効率的に狙ったことがでてくるようにしようとしています。これは試行錯誤中であります。

それから、教員間の横の連絡については有機的に連携するというのは、実際に難しいと思います。教育という目的にむけて教員が純粋に話ができるかというと各教員の個性が邪魔をする。先ほど自然淘汰という言葉を使いましたが、望ましいと思うあり方の授業を学生に提供する、学生から支持がある。そうでない授業に対しては、学生から不支持の声があがってくる。学生の反応を利用して望ましくないであろう授業に、自然淘汰の力が働くよう目論んだりしているのですが、それでも教員同士が協力するのは難しい。それに変わる代替策を考える方が早い気がします。

東（久留米）；私のところでは、レジュメの2「久留米大学法科大学院における要件事実教育の実情」に記載してありますが、他の民事関係科目の先生方には、いろんなところで要件事実に触れてほしいと言っています。要件事実を特別なものと考えない、解釈論のあらゆるところにでてくるし、判例を紹介するとき、事例を出すときにどうぞ要件事実論的な発想で話をしてください、場合によっては同じ判例をつかってもかまわないし、他の教科とダブってもかまわない、それほど時間がかかるない。そう言っています。実は他の科目では本格的な要件事実論の議論というものは控えております。それは裁判官出身の私と川端教授がいますのでそこでやりますということです。研究者の方は、判例に触れるときに請求、理由、主張は何か触れてください。事例のときも同じです。民法、商法、民事裁判IのA、Bもそういう形でお願いします。私の担当する民事裁判II A、B、そして川端先生の民事裁判の実務において本格的にやりますということです。そういう意味では分担を決めた形です。

山崎（明治）；民事系の各科目間の連携ということですが、明治大学の民事

系の科目でいいますと、私が必要だから他の先生方を巻き込んで合議をやっております。私は弁護士で、今まで研究活動をやっていないので、法律学の理解というのは司法試験の受験の知識が最大限でそれ以上深く勉強したことではありません。学生には広く浅い理解しか伝えられない。実務家としてはこのように考えるということしか伝えられない。他の先生の助力を得ないと、誤った理論を伝えてしまうかもしれないで、こちらからお願ひして、やっていただいている。その結果、民事訴訟法の青山善充先生にお願ひして要件事実論を取り混ぜた教材を作っていただきたりもしています。また、司法研修所方式の解説のコメントも作っていただき、お互いに情報交換してやっています。民法は1年次にやっていますのでそことの交流はやっていないのですが、もし教員間で交流が出てくれれば、そういうことも可能ではないかと思います。

加藤（名古屋）；レジュメE7の教材（本議事録では省略）を感じながら見ていましたが、新司法試験にはこういう教材が必要だと思うのですね。私なんかはアカデミックキャリア・研究者でずっときていて実務の経験がないので、訴訟資料などは作りにくい。こういう教材が利用できればいいなと思うのですが。青山先生も研究者ですがこういう教材をお作りになられるのでしょうか。

山崎（明治）；ご苦労されているようではありますが、いろんな契約書のサンプル集などから引っ張ってきたり訴訟資料をつけたりなど、青山先生もされています。

田村智幸（北海道）；私は弁護士で、札幌弁護士会から何名か派遣で法科大学院へ行っていますが、その一人です。教員間の連携の問題について述べさせていただきます。

一つは、学生からの話を聞いてみると、課題が集中する時期があって

過大な負担になっていると。教員間で連携はあるのかという質問を受けることがあります。教員会議での話題にはなっていまして、いろんな方法を試みてやろうとは思うのですが、具体的にはうまく結びつかない。それぞれの教官がシラバスを読みながら解消していくしかないのかなと思います。

もう一つは、教育効果を考えたときに、どういう順番で、どういうつながりの中で、また、どういう関わりの中で、どういう位置づけの中で、どういう優先順位で教えるかという問題です。私はローヤリングを教えてるので要件事実は専門的ではないのですが、教員間で集まても協議するのは無理ではないかと思います。私の場合は、私なりに方法を考えて授業の方法を公開しています。弁護士会で法科大学院支援委員会と言う組織がありまして、それから北海道大の先生と3、40名くらいでメーリングリストを作っています。私は、ローヤリングの授業を8回やりまして、今はクリニックを行っているところでして、法曹倫理、法律相談実習、ADR、証人尋問実習、法文書作成、その他いろいろやったのですが、授業を終えてから10時間くらいかけて授業内容を逐語的に再現して作成しまして、メーリングリストに公開しております。私がこうこういった、学生のA君がこういった、B君がこういったという具合に、もうしゃかりきになって一生懸命に作成しています。私に関係する科目を担当している先生で、意識のある人は、これを読んでください、また、メーリングリストを通じてご意見をいただいたりしています。

また、未修者1年生は民法の理解が困難で苦心しているという問題もあります。前期は隠れ既修者の問題もあって、また、1年生の理解に開きが生じているという問題がありました。それで、同じ弁護士会から3名が派遣で来ていますので、50人を3クラスにわけ、民事の基礎ゼミを行っております。3クラスとも同じ問題を使って、ゼミの2週間前に問題を配布して事前に課題を出して答案を書かせてからゼミをやっていますが、担当者間で、こういう風にやっているとか、こういう質問がきたらどう答えればいいかななどメールで協議してやっています。その科目にかかわっていない

民事系の教育者教員なども見れるようになっています。そういうふうに体系的な横の連携とまではいきませんが、今まで10ヶ月くらいやってきてています。

伊藤（創価）；私の方からも、教員間の連携について、創価でやっていることを報告させていただきたいと思います。まず、私のほうから抽象的一般的な説明をしまして、次に嘉多山先生に合議や、教材作りの実情、実体法と訴訟法を合わせたものを作成するのにご苦労されているようで、そういうことをご紹介していただきたいと思います。

まず、私からは、抽象的なことですけれども、二つの問題があると思います。一つは時間が足りない、特に未修者に対する民法をどうやってクリアするのか。もう一つは、それと関連して、どのように互いに有機的に意見交換をしていくのか。そういうことが話題になって議論されているのではないかと思います。後半の問題、すなわち複数の担当者間、科目間でどうやって連携していくか。さしあたりその点を議論していってはどうかと思います。

そこで少し宣伝をさせていただきますが、来年の3月12日にシンポジウムを開催します。私個人の考えではありますが、法科大学院における教育全体を通じての要件事実教育の位置づけ、在り方という問題を取り上げたいと考えております。未修者の民法教育にいかに要件事実論というのが入っていくのか。民法を全部知った上で始めて要件事実をやるわけではないので、論点として未修者の民法をどうやっていくか、要件事実論をどう取り入れていくか、これは考慮すべき論点であることは間違いないと思います。

それから、創価大学では既修者の冒頭、第3セメスターに私が担当して要件事実に時間をいただいていますが、民事法総合Ⅱ、Ⅲ、Ⅳや、さらに模擬裁判など、それぞれが全部要件事実に関係がある。各科目担当者の間の協議、各科目間の役割分担をどうするかということが問題となります。

幸いなことに創価の場合は法科大学院要件事実教育研究所が組織として正式に大学の理事会で決定され設立されています。研究者の先生、実務家の教員、私のように実務家か研究者かわからないような教員など、バラエティがありますが、要件事実に関する民事法の先生は、全員研究所の研究員となっています。有機的な相談の場としては、全体として行う場合は研究所の研究員会議を開いて行う。必要に応じて分科会として行う。また、教科ごとの教員の協議を行なう。研究員会議のメンバーとしては法哲学の先生も入っていただいている。また、研究所の特別客員研究員には法社会学の先生も入っていただいている。立証の公平は基礎法学的な考えが重要ですから。必要に応じて研究員会議全体で協議したり、分科会でやったり、当該科目の複数の教員だけである程度やってきています。これからも課題として検討していきたい。研究所の研究員会議ということで協議の場があるというのが創価大学の特徴といえる。現在、どの程度効果があがっているかについては、私が申し上げるよりも嘉多山先生よりご報告いただきたいと思います。

嘉多山宗（創価）；私は弁護士 11 年目で、民法演習、民事訴訟法演習などを担当していますが、とても全部 1 から 10 まで自信をもって教えられるものではありません。研究者の先生や他の複数の教員と打ち合わせをしながら共同で進めさせてもらっています。民事法総合という科目を、前期と後期で総則物権と債権とに分かれていますが通年で、2 年生すなわち既修者の 1 年目にやっています。民事法総合Ⅱ、V が民法になります。民事法総合Ⅲが民事訴訟法の演習になります。演習に関しては 50 名を 3 クラスに分けます。民事法総合Ⅱ、V の進め方は、毎週授業が行われたその日の夜、教材作成のための打ち合わせを毎回 3、4 時間行っています。研究者の藤井先生にも参加していただき行ないます。15 回のうち 3、4 回は全体でまとめてやることになっているので、そのためにも毎回打ち合わせを行っています。毎週レポート提出を求めている長文の事例の問題の検討等、教材

の作成を通じて合議、連携。毎週レポート提出を求めている長文の事例の問題について、民法の演習を行い、後期になるにしたがって難易度が高くなるのですが、後期の段階では、ハードルは高いのですけれども司法研修所の2回試験の口述試験の問題、問題研究の問題のようなものをイメージして、課題を提出させている。明治大学の演習とも似ている面はあります。伊藤先生が2年前期、第3セメスターで要件事実の基本的なことは教えてくださっているので、請求原因は何か、訴訟物は何か、抗弁は何かとかあまり前置きしないでも進めることができる。後で演習を担当するものとしては役に立っています。一つの科目を複数で担当するという場合は、教材作成を通じてやるのが自然で打ち合わせもしやすいし一番いいのではないかと思います。横の科目間での協議については、民事系の科目の融合とか全体としてどうするかについては、本学でも工夫をし始めたというところです。

山田到史子（関西学院）：1年生で初めて民法を学ぶ人がどのように要件事実を勉強していくべきかという質問をしたいと思います。これには、研究者の中でも二通りの意見があるわけですけれど、私の場合は、学部の授業を新しい教科書を使用して要件事実を組み込んだ形で、要件効果をはっきり前面に出して、請求原因、抗弁という形でやってみました。後期で契約各論を法科大学院の学生に教えています。ここでも要件事実を考慮して要件効果をはっきりさせた授業をしています。成立要件をどのように考えるかによって請求原因事実が変わってくるので、司法研修所と判例の見解ではどうなるか、我妻説ではどうか、なども取り混ぜて授業をするようにしています。法科大学院での教育で要件事実論を1年生からやるという必要性がどの程度あるか、ご意見伺いたいと思います。必要なのか不要なのかどうか、どういうメリット、デメリットがあるのか。私は民法を一通りやったあとで要件事実をやるとすると、一回でやるところを2回やらなければならないというのは非効率的であるので、はじめから要件事実論をやるの

は効率性のメリットがあると思いますし、また、民法の構造を考えたときに要件事実という観点からやらなければならないとも考えます。この点を実務家の方がどういう風に考えているか教えていただきたい。

また、下村先生が、先ほど論理的要件事実教育と実証的要件事実教育に分けてご説明されたわけですが、他の先生は司法研修所と法科大学院とでは質は同じだとおっしゃっていましたが、こう考えると質が違うものになるのではないか。1年生での実定法で要件事実まで踏み込んでやるのが理論的だと思うのですが、実証的要件事実と区別することが出来るのか、区別できたとして実証的要件事実はいらないのか。区別できているのだとした場合どの程度までいるのか。これを一番お伺いしたいと思います。本学では要件事実の単体の授業はないのですが、民事裁判実務や民法演習の授業で、事例をとおして要件事実教育をしています。実務家の教員の方にはイメージとして2年間の司法修習時代の前期での要件事実教育の3分の2程度くらいでいいのではないか、そういう意見もあります。あるいは骨格を学ぶべきで具体的な民事実体法の各分野における要件事実の細かいことは研究の成果を具体的な場面で参照すればいいのだという意見もあり、その意見についてどのように思われるか。以上のことをお聞きしたいと思います。

伊藤（創価）；どの程度までやればいいかという問題は、後ほど司法研修所の山田教官にもお尋ねしたいと思います。さしあたり、有機的連携の問題と、どの程度までやるかという問題の2つがあるということを申し上げましたけど、今のところ、多数の科目の間での連携が難しいという意見がありました。全体として組織的に連携のするのは難しいという意見もありましたし、うまくやってるという意見もあった。その問題を先にもう少し議論して、その後でもう一つの問題、すなわちどこまでやるかという問題について論議していくかと思いますが。山田先生よろしいでしょうか。

多数科目の連携、分担についてですが、その中には民法の総合演習と民

事訴訟の総合演習間の問題もありますし、民法の最初からどうするか、未修者に対する民法の問題もあると思います。私が行っているような基礎理論という授業を行っているところが他にもあるとすると、基礎理論授業と演習授業との連携という問題もあるかと思います。あるいは民事訴訟法専攻の先生からのご発言もお聞きしたいと思います。

吉川義春（立命館）：多数科目の連携を論ぜよという話ですが大変難しい話です。実務家は各法域の総合ということが必要であります。また、研究者にとっても、私は商法、商法の中の会社法、その中の取締役の責任が専門だから、他のことは知らないということはできないわけです。

立命館においては、要件事実について「要件事実と事実認定」という科目を置いています。これは15回設けています。その他に「民事総合演習」という科目もあります。これは実体法と訴訟法を総合した演習でして、1回に2時間（二単位）を15回やっています。その他、未修者には民法の講義をやっています。私の法科大学院では3年間の未修者はロングのエル、2年間の既修者はショートのエスと呼んでいるのですが、エスは意外と民事訴訟法をやってない人いる。刑事訴訟法を選択して民訴やってません、とか、あるいは商法をやっていない人もいる。未修者は講義でやっていますが、既修者には落ちこぼれがいる、こういう問題があります。また、要件事実の授業をやっていますと階層が分かれる。レベルの低い人は基本から教えろというし、レベル高いところは早く進めといわれて、非常に困っています。この2つの他に民法演習、商法演習、民事訴訟法演習もやっています。民訴法演習と商法演習は私も担当していますので、そこでは少なくとも要件事実は何か、請求原因は何か、請求の趣旨は何か、だからどうなるかということをやっています。理論問題は研究者の先生にも出してもらっています。それを実務家の発想ではどう分析するかを教えています。法科大学院が始まるときに、民法の先生で要件事実の講義をしてくれという方がいらっしゃいましたが、とても先生方に要件事実の講義はできませ

ん。民法の先生方と共に理解を得ていくためにこの研究所で何かやってくださいたいかとも思います。

梶村太市（早稲田）；本日はお話を聞きするだけで申し訳ありません。これには事情があって、早稲田は1期生は270人を採用しました。既修者は内部的に試験を行うというシステムを取っています。1期はこの試験を厳格にやって既修者は20人だけです。そこで今はのんびりとやっています。早稲田の場合、要件事実教育は、主として民事訴訟実務の基礎の中で行います。裁判官出身の専任の教官2人、弁護士出身の専任の教官2人、民法の専任の研究者1人。5人体制ですが、現在一人で足りるので、司法研修所から派遣のみなし専任の教官1人でやっていただいている。そういうわけで、私は今現在、要件事実教育をやっていません。民事法総合I、民事法総合II、民事法総合IIIというのがあります。Iは手続法主体、IIは実体法を主体、IIIは両者をミックスした事件の類型別をやる。いずれも要件事実に関係あります。民事法総合IIIにしても民事訴訟実務の基礎にしても二年生の後期第4セメスターからでこの10月に始まったばかりで、私は今のところ基礎的な勉強をさせてもらっているというところです。教官の連携という点は、実務系の教官が中心になって、民法系の先生と訴訟法系の先生と連携をとったほうがよいと思います。私は教官室を訪ね渡り歩いていまして、いかに連携を図るかを努力している最中です。民事訴訟法の教官には裁判官出身の教官がいて、また、民法の先生方が最近要件事実論に目覚めつつある、要件事実教育を考えたことがないが、勉強しなければいけないとおっしゃるようになった。私はその仲立ちをやろうというわけです。民事法総合IIは後期から私が担当します。問題は5人が分担して作る。その際、民法の演習問題を作っていくのですが要件事実についても考えて作ってほしいと言っています。

川嶋四郎（九州）；私は専門が民事訴訟法ということで、久留米大学の東先

生からいつも研究会を通じて要件事実の重要性を教えられているのですが、私自身の授業に生かせていないところです。

早稲田と同じ状況にあるのが九州大学です。現在既修者が20名いますので2年前期の要件事実教育をやらなければならないということですが、元裁判官で教官となる予定の方が、来年から西南の教授に就任するということで急遽そちらにいくということで。今現在既修者2年生では要件事実やっていない状況です。新司法試験のサンプル問題等がでて、要件事実をやらないと対応できないと、自然発生的な問題意識が共有されつつあります、本日は議論を持ち帰って危機感をもっとあおらなければならぬとの使命を帯びてきたわけです。九州大学でも民法の教員から自覚的に要件事実を取り入れた授業をやっていると聞いてきましたが、本日の議論を聞いておりまして、まだまだ足りないと思うようになりました。

新様式、争点中心型の分かりやすい判決が主流になっても、まだ旧様式の判決がありますし、きちんとしたデッサンが出来なければ、説得的な判決が書けない。ピカソも最初はデッサンをきちんとやってあのような絵を描いていたのと同じように、裁判の作法、民事訴訟の作法として要件事実が不可欠だと思います。

科目間の連絡は、自由な風土なので全くありません。私の担当する民事訴訟法が1年の前期にありまして、五月の連休に学生に本を読んで来いと課題を出し試験をすることにしました。そうしたら連休の後、多くの学生から、準備ができなかつたので試験を延期してくれ、刑事訴訟法の先生が千ページの判例をよんでレポートを書いて来いということで、そちらが大変でできなかつたと言われたということもございました。教員間の横の連帯、特に課題の量は問題です。経費節約ということも言われております。前期はコピーをかなり学生に配布していましたが、後期からはPDFにあげて学生に提供しろということになりました。PDFであげていれば他の教員も覗くことができるという実益があります。福岡弁護士会、裁判所から御協力いただいて実務家教員に来ていただいているが、実務家教員と

私が話をしていますと、リーガルライティング、民事法総合、民事裁判実務の科目中で要件事実を核とした授業をしていると感じます。事実上は要件事実教育を既修者2年の前期からやっているとは言えると思います。

最後に一つだけ、法科大学院の授業すべてを教えないといけないのかという問題があります。4単位で民事訴訟法を全部教えるのは無理です。私は民事訴訟法の基本的考え方、最終的に自学自習をすれば自立的に全てを理解できるような基礎体力をどういう風につけたらいいのかという問題意識を持ってやっています。同じように要件事実教育においても、全ての事件類型で全てを語ることは不可能ではないかと思いますので、後で応用が利くような授業をしていきたいと考えます。

伊藤（創価）；この教員間、科目間の連携の問題については一応相当の意見がでましたのでこのくらいにさせていただいて、先ほど山田先生にお約束しましたので、第2の問題、すなわち法科大学院でどこまでやるのかという問題に移りたいと思います。司法研修所の前期レベルという話もありましたし、3分の2という話もでたが、具体的にどこまでやればそうなるのかという問題もあります。まずは山田教官に司法研修所の立場としたら、どこら辺まで希望しているのかという点についてお伺いしたいと思います。

山田（司法研修所）；やはり前期修習の内容をやっていただくのが基本的なところだと思います。コマ数との関係で全部やるのは難しいので、実情に応じてそれに近いところをやっていただくということだと思います。具体的には、イメージの問題ですが、明治の山崎先生からの資料が出ていて、このシラバスなどは江口教官と山崎先生の協議の結果できてきた良い例だと思います。現教官が法科大学院でどこまでやればいいかということを考えて作成したものでしょうから、このあたりを参考にして欲しいと思います。

山田（関西学院）；未修者1年生の科目ではどの程度の教育をするのが望ましいかという点についてはどうでしょうか。初心者からどのように教えるべきかということですが。

山田（司法研修所）；各学年ごとに考えたことはありません。卒業時までのレベルでどこまでお願いしたいかという観点です。民法の中でどうやるべきかどうかという問題は、司法研修所は司法試験の合格者を相手に実体法の知識があることを前提としてしていたので、考えたことがないというのが正直なところです。これは法科大学院がてきてはじめてでてきた問題で、今後検討していくべき問題なのではないかと考えます。

加藤（名古屋）；今日は、民法という観点から要件事実をどうやったかということでお話しましたが、私は、決して要件事実教育を網羅的にやったわけではないのです。今日は要件事実教育ということだったのでその話をしましたが。そもそも法とは紛争解決のために生まれたもので、法廷にててくるのはほんの一部です。紛争の多くは、法廷外で、また、法規範以外で解決されている。非法的なところはおいといて。法学教育、民法における要件事実教育は、どういう風に入門するか。私が言うのは立証責任が問題になるのは判断者がいるときだけだと。ほとんどの紛争は立証責任とは無関係に、判断者がいないところで問題となり解決されていく。要件事実教育が今まで司法研修所でやっていたというのは象徴的で、これから実務家として出て行く人のためのものであったからです。法学部で法律家になる人が増えたといっても。法科大学院では全員実務家になるのかというと、50パーセントは職業的法曹にならない。職業的法曹になるとしても、判断者がいるところ、訴訟活動に関わる法曹はその中でも少ないと思います。実体規範の方がウエイトあって、立証責任とか要件事実とかのウエイトは少ない。そういうところから民法教育の中で要件事実教育の占める割合はおのずと決まってくるわけです。民法を要件事実でわりきっていいかとい

うとそれは違う。法科大学院ができる前から立証責任は重要。しかし、実体規範のほうがもっと重要だと思います。裁判で出てきたときに要件事実は重要問題になると。

それから下村先生のレジュメですが、権利判断の体系と書いてありますが、理論と実践で分ける必要はないと思う。実際的なことは理論的であり、理論的なものは実際的であると思います。私は統一的請求件論というのをずっと唱えています。訴状における請求原因、抗弁、再抗弁の形で訴訟物が転換していくというものでして最近ドイツで似たような議論が出てきている。理論と実践をわけるというのは意味がないと考えます。

伊藤（創価）；今の加藤先生のご発言には、重要な問題としてディスカッションすべき点を含んでいると思います。

民法という実体法という理解で要件事実論がどういう意味をもっているのか。裁判規範と行為規範というように分けるとすると立証責任の問題よりも行為規範というものが全体としてどうあるのかが重要か。そうした問題があるという意味をおっしゃっているのでしょうか。

加藤（名古屋）；裁判外の行為規範として機能するときは立証責任、要件事実は問題とならないということです。

伊藤（創価）；紛争が前提で、証明が問題になるとき立証責任が問題になるということは、そのとおりでしょう。法律というのは、紛争が全部裁判で解決ということにならず、立証ということを直接には考えないでよいこともあることでしょう。ただ、立証責任とは、言葉上は訴訟法の問題だが、判断の構造としては実体法の問題だと思います。実体法の構造をどう考えるかというところにも、関係しているわけです。「裁判における判断を別にすると、行為規範で考えてよいのだから、全般的に行為規範として、そういう構造になっている。」という前提で、従来は法学部で民法の授業がされ

てきたと思います。現実にも、法学部では法曹になるのは一握りの人達でしたし、法律に関係する仕事につく人の数でさえ少ないとという状況であったと思います。確かに、法科大学院では、全部が法曹になれるわけではないですが、ほぼ全員が法曹実務家を目指してスタートするというところは、従来の法学部とは違います。司法試験に失敗した人も社会の中で法律に関わる職業に従事するであろうという点も違います。それらのことも合わせ考えた上で、法科大学院における民法教育はどうあるべきか。未修者がいるという前提に立って、法科大学院の要件事実教育はどうあるべきかという点についてもう少し議論したいと思います。加藤先生は最初のご発言と比べて、広い視野から仰られたので力点が違うと思います。民法における立証責任論は、法科大学院における民法教育において重要という立場からはいかがでしょう。

吉川（立命館）；要件事実は紛争を前提とした裁判には必要です。それだけではなく、要件事実論のもつ効率性、経済性という観点も見過ごせないと考えます。共通言語としての要件事実論というのは、これを持たないとどこに論争が行くかわからなくなってしまう。そういう意味でますます重要です。裁判上の判決だけではなく、実体法の議論をする場合、民事訴訟法の議論をするにあたっても必要不可欠ではないか。裁判の要件事実がおかしい場合は、実体法の立場から、要件事実のここがおかしいという点を指摘して変えていかなければならぬのではと思う次第です。

山崎（明治）；本学では民法は1年だけに配置しています。2年次以降に教える者としてのお願いですが、ハーバードロースクールの学生の様子を描いた「ペーパーチェイス」という映画がありまして、その中で契約法の授業の冒頭からガイダンスもやらず、学生を指名して、これこれを約束したA Bがいる、AからBへこういう請求をするためにはどういう要件が必要か、相手方はどういう反論ができるかと言ったやり取りをしていく、そ

いう場面が出てくるのですが、今まで民法の授業ではそういうやりとりはそもそもなかった。そういうふうに組み立てようと思えばできないことはないのではないかと思います。言い分方式という言い方が特殊なもののような形で出てきてしまったが、二当事者対立構造は民事訴訟の基本だと思うので、それに置き換えて民法の授業も行われたら良いのではないかとも思います。

伊藤（創価）；山田先生からの質問に対し必ずしも議論が尽くされたとも言えないかもしれません、時間がなりましたのでこれで終了してよろしいでしょうか。遠方から、ご多忙のところ、また年末を控え、本当にありがとうございました。冗談として、4日の研究会はすばらしいものでした、18日がそれ以上すばらしいことはないであろうと思っていたのですが、本当に良かったと思っています。先生方の活発な議論でうれしい思いでいっぱいです。ご参加いただきありがとうございました。

3月12日のシンポジウムは、法科大学院における要件事実教育全体がどうあるべきか、各教科間の連帯どうあるべきか、担当者間の協議がどうあるべきかを議論したいと思います。シンポジウムは多くの方にお集まりいただきてやりたいと思います。よろしくお願ひいたします。先生方、各法科大学院がますますご隆盛でありますよう心から祈念いたします。本日は本当にありがとうございました。

以上